

調布市議会改革検討代表者会議第1回会議日程

平成23年10月4日午後2時
於 全 員 協 議 会 室

- 1 調布市議会改革検討代表者会議について【資料1】
- 2 座長あいさつ
- 3 今後の進め方等について
- 4 議会改革検討案の提出
- 5 第2回代表者会議の進め方について
- 6 その他

資料1：調布市議会改革検討代表者会議設置要綱（写）

調布市議会改革検討代表者会議要綱

平成23年8月31日

議会要綱第5号

第1 目的

調布市議会（以下「市議会」という。）の活性化と市民により開かれた市議会を実現するため、調布市議会改革検討代表者会議（以下「代表者会議」という。）を置く。

第2 所掌事項

代表者会議は、市議会の運営全般の改革及び改善に必要な事項について調査検討する。

第3 構成

代表者会議は、議長、副議長、議会運営委員会委員長及び会派の代表者（以下「委員」という。）をもって構成する。

第4 委員の任期

委員の任期は、議長が依頼した日から平成25年5月31日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 座長及び副座長

代表者会議に座長及び副座長を置く。

2 座長は議長を、副座長は副議長をもって充てる。

3 座長は代表者会議を代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 会議の招集等

代表者会議は、座長が招集する。

2 前項に規定するもののほか、代表者会議の議事運営については、幹事長会議の例による。

第7 会議及び議事録の公開

代表者会議の会議及び議事録は、これらを公開する。

第 8 議会運営委員会への報告

代表者会議は、会議において調査検討が終了した事項のうち、議会運営委員会が所掌するものについては、当該委員会に報告するものとする。

第 9 雑則

この要綱に定めるもののほか、代表者会議について必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 25 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。